

関東財務局長 殿

届出者 登録番号 関東財務局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 () -

氏名、商号又は名称

代表者の
氏 名

※連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があった場合は、関東財務局長にその旨連絡願います。

払戻しの手続等に係る報告書

払戻しの手続の実施予定について、下記のとおり報告します。

記

1. 払戻しの手続の対象となる前払式支払手段の種類及び残高

前払式支払手段の種類	直近未使用残高 (年 月 日基準日)
	(円)

2. 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止を決定した日等

廃止決定年月日	
廃止年月日	

3. 官報公告、新聞公告、営業所・加盟店等における掲示 (公告・掲示予定日、掲載新聞紙等)

公告の方法、掲示予定日	掲載新聞紙・ウェブ アドレス、場所等
公告	

コメントの追加 [A1]: 「登録番号」
第三者型発行者の場合は登録番号を記載願います。
自家型発行者の場合は記載不要です。

コメントの追加 [A2]: 「住所」
郵便番号だけでなく、住所も忘れずに記載願います。

コメントの追加 [A3]: 「役職」
役職名も併せて記載願います。

コメントの追加 [A4]: こちらは留意事項になりますので、提出時は削除いただいて問題ございません。

コメントの追加 [A5]: 「直近未使用残高」
基準日は毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日となっております。
提出時点の直近基準日をご確認のうえ、記載願います。
(例えば 6 月に提出するのであれば、基準日は 3 月 31 日となる。)

なお、直近基準日の未使用残高が算定中の場合は、金額は「未定」とし、欄外に (参考△年△月△日基準日未使用残高〇〇円) とご記載ください。

コメントの追加 [A6]: 「前払式支払手段の種類」
こちらには今般払戻しを実施する前払式支払手段の正式名称を記載願います。

なお、アプリで利用できる前払式支払手段の場合は、アプリ名も括弧書きで記載願います。
また、ゲームアプリの場合は、配信プラットフォーム (PF) 名も併せて記載願います。

例: 「コイン (〇〇 (PF 名) 版「〇〇〇 (アプリ名) 」)」

コメントの追加 [A7]: 「廃止年月日」
前払式支払手段の発行及び回収の業務の双方を取り止める日を記載願います。

コメントの追加 [A8]: 「入稿期限」
ドラフト審査のご連絡の際には、公告及び掲示物の入稿期限 (いつまでに内容を確定させる必要があるか) についてもご教示いただけますと幸いです。

は 4 ページに記載

コメントの追加 [A10]: 「公告日、公告期間」
電子公告の場合は公告期間を記載願います。
時間が決定している場合は分単位で記載願います。
なお、新聞や官報に公告を掲載する場合は、事前に休刊日を確認のうえ、公告日を設定願います。

コメントの追加 [A11]: 「公告掲載先」
電子公告の場合は URL を、新聞公告の場合は掲載紙名及び掲載地域の範囲を記載願います。
なお、官報公告の場合は「官報」と記載いただければと存じます。

営業所・加盟店等における掲示		
その他の手段	金融庁及び日本資金決済業協会 HP への掲載 ○年○月○日～	・金融庁 HP https://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/index.html ・(一社)日本資金決済業協会 HP https://www.s-kessai.jp/cms/payback/list/

コメントの追加 [A13]: 事前告知を除いた期間を記載願います。また、時間が決定している場合は分単位で記載願います。

コメントの追加 [A14]: HP での掲示を行う場合は、URL まで記載願います。

コメントの追加 [A12]: 「サーバ型の掲示」
サーバ型前払式支払手段の場合は、通常情報提供に使用する手段にて払戻しに関する周知を行っていただく必要がある旨、法令に定められております（内閣府令第41条第4項）。
情報提供手段をご確認のうえ、ウェブサイトやアプリといった、適切な手段による周知をご検討願います。

は4ページに記載

コメントの追加 [A15]: 「掲載開始日」
こちらには公告日を記載願います。

は5ページに記載

コメントの追加 [A18]: 「外部委託」
申出や払戻しに係る業務の一部を外部委託する場合は、委託先及び委託内容を明記願います。

は5ページに記載

は5ページに記載

は5ページに記載

コメントの追加 [A22]: 「振込手数料」
振込みの際は手数料が発生するかと存じますので、手数料負担についても必ず記載願います。

は6ページに記載

は6ページに記載

(記載上の注意)

- ・公告の方法には、官報公告、日刊新聞紙による公告又は電子公告のいずれであるかを記載すること。
- ・その他の手段には、電子公告以外でウェブサイトでの掲示等を行う場合記載すること。
- ・場所等については、掲載した新聞紙の配付地域及びポスター等の掲示場所等について記載すること。

4. 内閣府令第41条第3項に規定する全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に、適切に掲示するための措置として想定されるもの

(記載上の注意)

加盟店に対する払戻しの手続の周知方法や手続開始後の実施状況の把握を行うための措置を記載すること。

5. 払戻しに係る前払式支払手段保有者の申出期間及び払戻しの方法

- ①申出期間: _____
- ②申出の方法: _____
- ③払戻しの方法 (振込み又は現金交付の別、先着順全額払又は後日全額払の別 等) _____

6. その他払戻しの手続に関し参考となる事項

(記載上の注意)

利用終了の周知の期間、方法等について記載すること。

7. 添付資料

公告(案)

営業所等における掲示物(案)

その他参考となる資料

「公告方法」

公告の方法は「官報公告」「新聞公告」「電子公告」の三種類がございます
(内閣府令第 41 条第 2 項)。

新聞公告につきましては、いわゆる五大全国紙への掲載が基本となります。
ただし、当該前払式支払手段の使用可能な地域の全域をカバーできる場合には、地方紙による公告も認められます。

なお、電子公告を行うためには、予め定款にその旨を定める必要があるほか、
電子公告調査機関による調査を受ける必要がございますので、ご留意願います。

(法務省 HP「電子公告制度について」：

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji81.html>)

「金融庁・日本資金決済業協会 HP」

金融庁及び日本資金決済業協会のウェブサイトにも掲載を行いますのでご承知
おき願います。

(掲載開始日は公告日以降)

なお、金融庁 HP への掲載手続きは、当局が一律に実施いたしますが、日本資金
決済業協会 HP への掲載手続きにつきましては、協会員の場合は、会員自身にお
いて掲載手続きを行っていただく必要がございますのでご留意ください。

(非会員の場合は当局にて掲載手続きを行います。)

なお、当社 HP での掲載については上段「営業所・加盟店等における掲示」に該
当いたしますのでご留意ください。

「適切な掲示のための措置」

こちらには掲示の方法を記載願います。

また、適切に掲示が行われているか確認するための措置内容も併せてご記載ください。

例) 担当者にて定期的に確認を行う など

ページ 2: [4] コメントの追加 [A19]

作成者

「申出期間」

申出期間について、法令では 60 日以上の設定が求められておりますが、こちらは最低限の期間となっております。

そのため、利用者の払戻し機会及び払戻し手続きの実効性を確保する観点から、当該前払式支払手段の発行規模（未使用残高、枚数等）や使用態様等の特性を踏まえた申出期間の設定を検討願います（金融庁事務ガイドラインⅡ-3-4-1①ロ）。

具体的な期間としましては、可能な限り 90 日以上、発行規模が大きい場合は更に長期間の期間設定をお願いしております。

なお、初日が 0 時 0 分より始まり、終了日が 23 時 59 分で終わる場合以外は、初日及び末日は申出期間に算入されませんのでご注意ください。

ページ 2: [5] コメントの追加 [A20]

作成者

「申出期間の開始・終了時間」

申出期間の開始時間及び終了時間は必ず分単位まで記載願います。

なお、店舗の営業時間に準拠する場合はその旨を記載願います。

ページ 2: [6] コメントの追加 [A21]

作成者

「申出方法」

こちらには申出の具体的な流れを詳細に記載願います。

その際は利用者が**申し出るべき事項（氏名や銀行口座番号など）も全て記載願**

います。

なお、郵送による申出の場合は、郵送料金の負担についても記載願います。

営業所等で申出を受け付ける場合には、直接出向くことが難しい利用者が申出を行える方法（郵送等）も、併せてご検討願います。

また、アプリを経由して申出を行う場合は、アプリを削除してしまった利用者が申出を行うことができる方法も検討のうえ、記載願います。

一度削除してしまった後も、再ダウンロード・ログイン等行えば申出を行える場合は、その旨ご記載願います。

ページ 2: [7] コメントの追加 [A23]

作成者

「先着順全額払・後日全額払」

先着順全額払・後日全額払の別を記載願います。

なお、申出期間満了を待たずに申出の都度、随時払戻しを実施する場合は先着順全額払、申出期間終了後に順次払戻しを実施する場合は後日全額払となります。

ページ 2: [8] コメントの追加 [A24]

作成者

「事前周知、参考事項」

前払式支払手段の廃止に係る事前周知について記載願います（掲載方法や期間など）。

なお、事前周知期間については可能な限り 60 日以上確保願います。

その他、参考事項等ございましたら併せて記載願います。